

【公開版】

| | |
|----------|---------------|
| 提出年月日 | 令和4年7月25日 R25 |
| 日本原燃株式会社 | |

六ヶ所再処理施設における 新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第26条：緊急時対策所

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

1.2 要求事項に対する適合性

1.3 規則への適合性

1.4 設備等

2. 緊急時対策所

2 章 補足説明資料

令和4年7月25日 R19

1章 基準適合性

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

緊急時対策所について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 26 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。（第 1 表）

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表 (1/5)

| 事業指定基準規則 第二十六条 (緊急時対策所) | 再処理施設安全審査指針 指針18 | 備 考 |
|---|---|-------|
| <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。</p> | <p>指針18 事故時に対する考慮 再処理施設においては、他の指針に述べる各種の安全対策の他、従事者による適切な事故対策が可能となるよう、事故時に対応した以下の対策が講じられていること。</p> <p>4. 緊急時において、敷地内で制御室等以外の適切な場所から必要な対策を講ずることができる緊急時対策所が設置可能な設計であること。</p> <p>(再処理施設安全審査指針 解説) 指針18 事故時に対する考慮 2. 緊急時対策所は、次の機能を有する設計であること。 (1) 緊急時において関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できる設計であること。 (2) 事故状態を正確かつ速やかに把握するために必要な環境及び再処理施設の情報が収集できること。</p> | 変更なし。 |

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表 (2/5)

| 事業指定基準規則 第二十六条 (緊急時対策所) | 再処理施設安全審査指針 指針18 | 備 考 |
|--|---|-------|
| 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。 | <p>(3) 再処理施設内外の関連個所との連絡通信のため、少なくとも1つの専用回路を含む多重の連絡回線を有することができる設計であること。</p> <p>3. 緊急時対策所の設置は、TMI-2号炉の事故の際に、制御室に人が集まり混乱をきたしたと言われることに鑑みて導入された。緊急時における「必要な対策」とは、事故時における再処理施設外との連絡等をいう。</p> | 変更なし。 |

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表（3/5）

| 事業指定基準規則 第二十六条（緊急時対策所） | 再処理施設安全審査指針 指針18 | 備 考 |
|---|---------------------|--------|
| <p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれる恐れがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあり、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</p> <p>「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置」</p> | | 追加要求事項 |

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表（4/5）

| 事業指定基準規則 第二十六条（緊急時対策所） | 再処理施設安全審査指針 指針18 | 備 考 |
|---|---------------------|--------|
| <p>について「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記4）」によること。</p> <p>（別記4）</p> <p>有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第20条第3項及び第26条第2項の規定に対応する工場等内における有毒ガスの発生¹を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置に関する要求事項については、以下のとおりとする。なお、同規則の規定と当該要求事項との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p>（1）工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置</p> <p>① 工場等内における有毒ガスの発生源（固定されているものに限る。）の近傍に、有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する検出装置を設置すること。</p> <p>② 有毒ガスの到達を検出するために、制御室近傍に検出装置を設置すること。</p> | | 追加要求事項 |

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表（5/5）

| 事業指定基準規則 第二十六条（緊急時対策所） | 再処理施設安全審査指針 指針18 | 備 考 |
|--|---------------------|--------|
| <p>③ 有毒ガスの到達を検出するために、緊急時対策所近傍に検出装置を設置すること。</p> <p>(2) 当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置</p> <p>① 制御室には、(1) ①から③に掲げる検出装置からの信号を受信して制御室で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>② 緊急時対策所には、(1) ③に掲げる検出装置からの信号を受信して緊急時対策所で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>¹ 有毒ガスの発生時において制御室及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものに限る。</p> | | 追加要求事項 |

1.2 要求事項に対する適合性

ロ. 再処理施設の一般構造

(7) その他の主要な構造

再処理施設は、(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造、(2) 放射線の遮蔽に関する構造、(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造、(4) 火災及び爆発の防止に関する構造、(5) 耐震構造及び(6) 耐津波構造に加え以下の基本方針に基づき安全設計を行う。

(i) 安全機能を有する施設

(r) 緊急時対策所

緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。

再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。

緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのため
に、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする発生源を特定する。また、有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。

上記評価を踏まえた対策等により、当該要員を防護できる設計とする。

リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備

(4) その他の主要な事項

(ix) 緊急時対策所

再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。

緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。

緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m²の建物である。

緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。

緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。

所内データ伝送設備は、「リ. (4) (x) 通信連絡設備」に、モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. 放射線管理施設の設備」に記載する。

緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのため、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源

及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。

敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。
なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。

敷地内外の可動源に対しては、「ロ. (7) (i) (d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員（統括当直長）が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。

1.3 規則への適合性

(緊急時対策所)

第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。

2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、
有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

〈適合のための設計方針〉

第1項について

設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができるなどを確認するため可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。

緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。

緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、データ伝

送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。

第2項について

想定される有毒ガスの発生時において、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とすることで、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのため、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。

敷地内外の可動源に対しては、「1.7.16.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員（統括当直長）が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒

ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指

示を行う要員を防護できる設計とする。

1.4 設備等

その他再処理施設の附属施設

9.16 緊急時対策所

9.16.1 設計基準対象の施設

9.16.1.1 概要

設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。

緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができるこ^トとを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。

緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するためには必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。

緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。

緊急時対策所は、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に用し、共用によって再

処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。

9.16.1.2 設計方針

- (1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。
- (2) 緊急時対策所は、必要な指示を行う要員等がとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。
- (3) 緊急時対策所は、制御室内の運転員を介さず異常等に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。
- (4) 緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。
- (5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。
緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共にし、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。
- (6) 緊急時対策所は、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができるようにするため、換気設備を設置する設計とする。ま

た，防護具を配備する。

9.16.1.3 主要設備の仕様

緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。

緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。

9.16.1.4 主要設備

(1) 緊急時対策所

設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する。緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。

緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガス評価ガイドを参考とし、再処理施設の特徴（再処理プロセスで大量に化学薬品を取り扱うため、化学薬品の取扱いに係る安全設計がなされている等）を考慮する。

有毒ガス防護に係る影響評価では、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。
固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、内包する化学物質が全量流出することを設定する。

敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス

濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価
により確認した。したがって、有毒ガスの発生を検出するため
の装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。
なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対
策をとる。

敷地内外の可動源に対しては、「1.7.16.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員（統括当直長）が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に用する。

(2) 緊急時対策建屋換気設備

緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンバー及び監視制御盤を設ける設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスの発生時において、当

該要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、外気の取入れを遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。

本系統の流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパを使用する。

また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態等を確認するため、監視制御盤を使用する。

緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第9.16-1図に示す。

(3) 緊急時対策建屋環境測定設備

設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。

(4) 緊急時対策建屋情報把握設備

データ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確、かつ、速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。

データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-2図に示す。

(5) 通信連絡設備

緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワ

ーク TV会議システム，データ伝送設備，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。

設備の詳細は，「9.17 通信連絡設備」にて整理する。

【補足説明資料 1-2, 2-1, 2-4, 2-5】

9.16.1.5 試験・検査

- (1) 主要設備は、その機能を確保するため定期的な試験及び検査を行う。

2. 緊急時対策所

(1) 緊急時対策所

緊急時対策所は、制御室以外の場所に設置し、設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、遮蔽設備及び換気設備を設ける。

緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4月5日 原規技発第1704052号 原子力規制委員会決定)を参考とし、再処理施設の特徴（再処理プロセスで大量に化学薬品を取り扱うため、化学薬品の取扱いに係る安全設計がなされている等）を考慮する。有毒ガス防護に係る影響評価では、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、内包する化学物質が全量流出することを設定する。

敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度

が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。

敷地内外の可動源に対しては、「1.7.16.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員（統括当直長）が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に用する。

(2) 緊急時対策建屋換気設備

緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスが及ぼす影響により必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び監視制御盤を設置する。

緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスの発生時において、当該要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止

し、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる。

本系統の流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパを使用する。

また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態等を確認するため、監視制御盤を使用する。

(3) 緊急時対策建屋環境測定設備

設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、とどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を新たに配備する。

可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、MOX燃料加工施設と共に用する。

(4) 必要な情報を把握できる設備

緊急時対策所には、制御室内の運転員を介さずに、設計基準事故に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できるデータ収集装置及びデータ表示装置を設置する。

データ収集装置及びデータ表示装置では、再処理施設の計測制御設備の温度、圧力及び液位等のプラント情報を探知するとともに、放射線監視設備の屋内モニタリング設備及び屋外モニタリング設備の測定値、環境管理設備の気象観測設備の観測値等の放射線情報を把握できる。

(5) 通信連絡設備

緊急時対策所には、所内通信連絡設備としてペーディング装置及び専用回線電話を備える。所外通信連絡設備として統合原子力防災ネ

ットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、
統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、一般加入電話、衛
星携帯電話及びファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を
新たに設置又は配備する。

また、緊急時対策所では一般携帯電話が使用できる。

この他、緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するた
めに、データ伝送設備を新たに設置する。

緊急時対策所に備える通信連絡設備のうち、ページング装置は、
MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共に用する。

また、緊急時対策所に備える通信連絡設備のうち、統合原子力防
災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、
統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、及びファクシ
ミリは、MOX燃料加工施設と共に用する。

通信連絡設備については、第27条 通信連絡設備に記載する。

第 9.16-1 表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様

1. 緊急時対策建屋換気設備

a) 緊急時対策建屋送風機 (MOX燃料加工施設と共に用)

台 数 4 (予備として故障時のバックアップを 2 台)

容 量 約 $63,500\text{m}^3/\text{h}$ / 台

b) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共に用)

数 量 1 式

c) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共に用)

面 数 1

2. 緊急時対策建屋環境測定設備

a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共に用)

台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台)

測定範囲 0.0~25.0 v o 1 %

b) 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共に用)

台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台)

測定範囲 0.0~5.0 v o 1 %

c) 可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共に用)

台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台)

測定範囲 0.0~9.0 p p m

3. 緊急時対策建屋情報把握設備

a) データ収集装置

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

b) データ表示装置

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

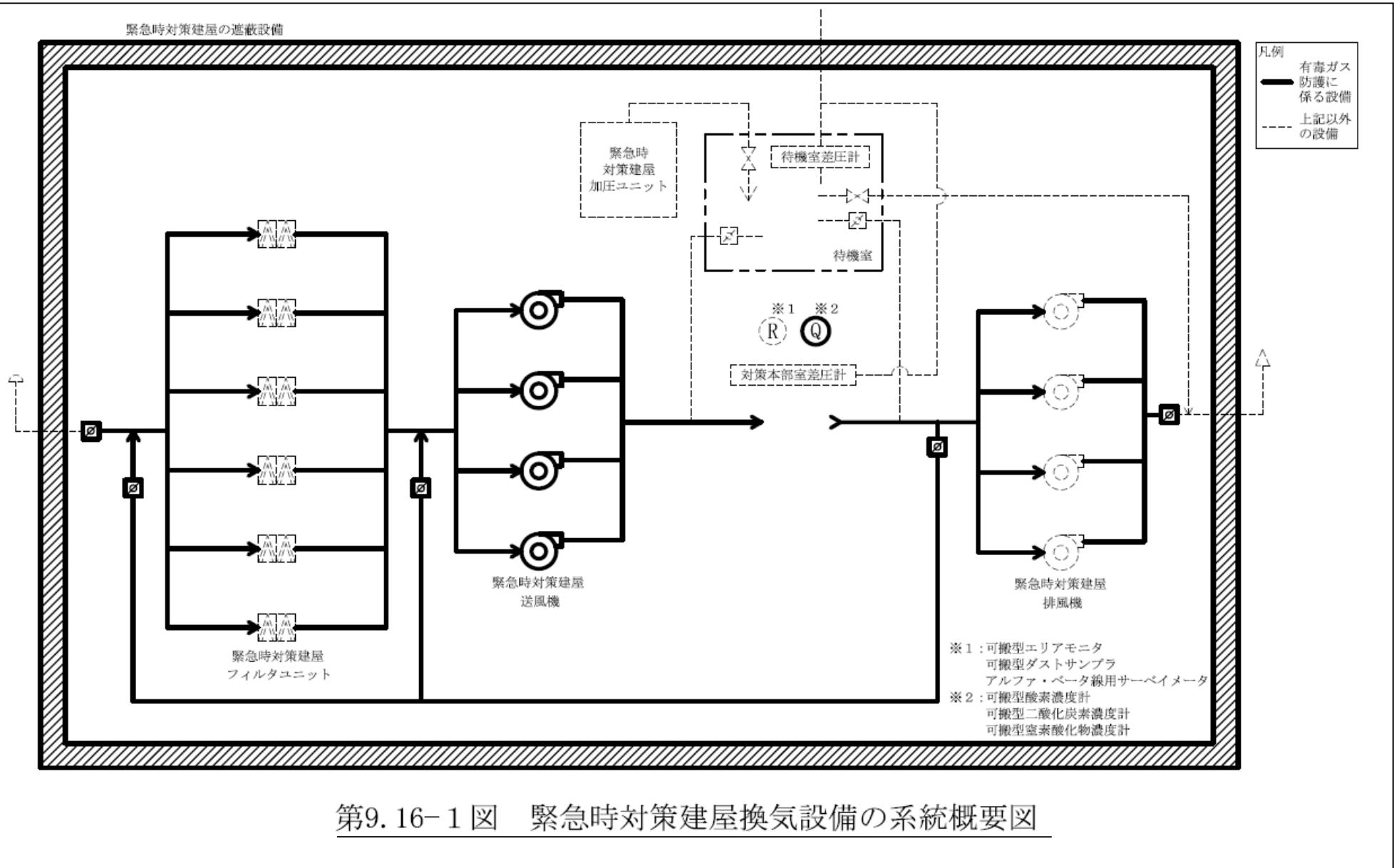
第9.16－1表(2) 通信連絡設備の概略仕様

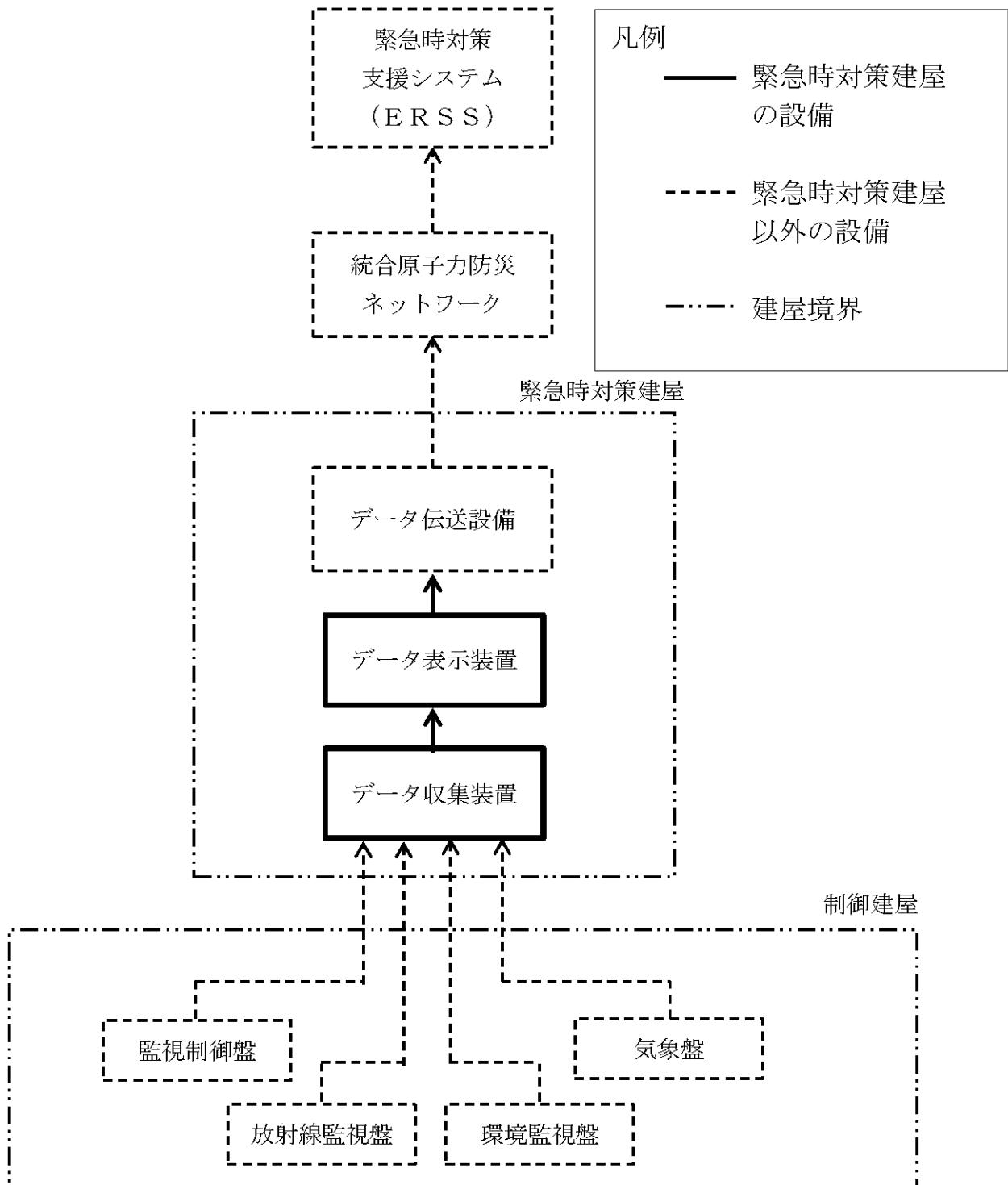
詳細は「第9.17.1－1表(1) 通信連絡設備の主要設備の仕様」に記載する。

| 通信種別 | 主要設備 | 非常時に供給できる電源 | 通信回線 |
|----------|---------|-------------|------|
| 所内通信連絡設備 | ページング装置 | 無停電交流電源 | 有線 |
| | 専用回線電話 | 充電池 | 有線 |
| | 一般加入電話 | 通信事業者回線から給電 | 有線 |
| | ファクシミリ | 無停電交流電源 | 有線 |

詳細は「第 9.17.1-1 表(2) 通信連絡設備の主要設備の仕様」に記載する。

| 通信種別 | 主要設備 | 非常時に供給できる電源 | 通信回線 |
|--------------|-------------------------|-------------|---------------------|
| 所外通信 連絡設備 | 統合原子力防災ネットワーク I P電話 | 無停電交流電源 | 有線, 衛星 (通信事業者回線) |
| | 統合原子力防災ネットワーク I P-FAX | 無停電交流電源 | 有線, 衛星 (通信事業者回線) |
| | 統合原子力防災ネットワーク T V会議システム | 無停電交流電源 | 有線, 衛星 (通信事業者回線) |
| | 一般加入電話 | 通信事業者回線から給電 | 有線 (通信事業者回線) |
| | 一般携帯電話 | 充電池 | 無線 (通信事業者回線) |
| | 衛星携帯電話 | 無停電交流電源 | 衛星 (通信事業者回線) |
| | ファクシミリ | 無停電交流電源 | 有線 (通信事業者回線) |





第 9.16-2 図 データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図